

**建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防◇特別教育テキスト◇（No.122100）  
〈第6版〉 補 足 資 料**

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」が令和6年3月に改正されました。また、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が令和7年5月に公布されました。これに伴い、「建築物等の解体・改修工事等における石綿障害の予防◇特別教育テキスト◇（No.122100）（第6版）の内容について補足資料を発行しますので、ご参照ください。

令和7年5月14日

		第6版（令和6年2月29日）	補足内容
頁	箇所		
22	21行目に	（右記事項を追加）	石綿含有仕上塗材の除去については、電動工具による石綿等の切断を行う場合は、石綿等を湿潤な状態にした場合においても高濃度の粉じんが発散するおそれがあることや電動工具使用中に散水等を行うことによる感電のおそれがあることから、原則として徐じん性能を有するものを使用する必要がある。
23	図2-3	出典 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）	出典 厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）（令和6年2月改正） ◆ P.24図2-4他、以下テキスト内共通
27	⑩～⑫	⑩ 目視による確認が困難な材料の有無および場所（令和8年1月1日施行） ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し（令和8年1月1日施行） ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し（令和8年1月1日施行）	⑩ 目視による確認が困難な材料の有無および場所 ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し ◆ 工作物石綿事前調査については、令和8年1月1日から施行
27	末尾に	（右記事項を追加）	表示については、掲示板による掲示のほかデジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法があり、インターネットによる掲示の内容の公開も推奨される。
56	14行目	③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、徐じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を防止する措置を講じなければなりません。	③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化  左の本文は、湿潤な状態にすることに代わる措置として、徐じん性能を有する電動工具を使用することで、石綿等の粉じんの発散を防止する措置と同等とみなされる趣旨である。
82	表4-3の説明	※ 等級別の記号の説明 R:取替え式防じんマスクであること。 L:液体粒子による試験に合格していること。 S:個体粒子による試験に合格していること。 1、2、3：粒子捕集効率の最低値によるランクに対応	（削除）

82	表4-3の下に	(追加)					
		1桁め		2桁め		3桁め	
		D又はR		S又はL		1～3	
				(試験粒子)		(粒子捕集効率)	
		D:使い捨て式		S:個体に合格		1:80.0%以上	
		R:フィルター交換式		L:液体に合格		2:95.0%以上	
						3:99.9%以上	
2種類		×	2種類		×	3種類 = 12種類	
95	第3条(事業者等の責務)	<b>3</b> 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、工期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を <u>付さない</u> ように配慮しなければならない。			<b>3</b> 建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者は、 <u>施工方法、作業方法、工期、納期等</u> について、安全で衛生的な作業の遂行を <u>損なう</u> おそれのある条件を <u>付さない</u> ように配慮しなければならない。 <b>◆公布日(令和7年5月14日)から施行</b>		
96	第26条	労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。			労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。 <b>◆令和8年4月1日から施行</b>		
96	第31条の4(違法な指示の禁止)	注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。			注文者は、その請負人(仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。)に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。 <b>◆令和8年4月1日から施行</b>		
96	第59条(安全衛生教育)	<b>1～2</b> 省略 <b>3</b> 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。 (新設)			<b>1～2</b> 省略 <b>3</b> 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。 <b>4</b> 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 <b>◆令和9年4月1日から施行</b>		

96	第60条の2	<p>事業者は、前二条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><b>2</b> 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p><b>3</b> 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。</p>	<p>事業者は、前二条(第59条第4項を除く。)に定めるもののほか、その事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている労働者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。</p> <p><b>2</b> 作業従事役員等は、労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、第59条第4項に定めるもののほか、当該作業を行う場所における安全衛生の水準の向上を図るため、安全又は衛生のための教育を受けるように努めなければならない。</p> <p><b>3</b> 厚生労働大臣は、前二項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p> <p><b>4</b> 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業を行う者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。</p> <p>◆ 令和9年4月1日から施行</p>
98	第100条 (報告等)	<p>厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。</p> <p><b>2～3</b> 省略</p>	<p>厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者、通知対象物譲渡者等又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。</p> <p><b>2～3</b> 省略</p> <p>◆ 令和8年4月1日から施行</p>